

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 通勤手当について、支給単位期間に係る最初の月に支給することが困難な場合に当該月の翌月に支給することにしました。
- 2 この条例は、令和8年10月1日から施行することにしました。

(総務局人事部給与課)